

**『障がい福祉事業の開業・手続き・運営のしかた【改訂2版】』  
に関するお詫びと訂正**

2021年7月に発行した『障がい福祉事業の開業・手続き・運営のしかた【改訂2版】』の82ページに間違いがございました。正しくは、以下のとおり（下線部が訂正後の表記）です。お詫びして訂正いたします。

職 種	配置数	常勤要件	備 考
管理者	1名以上	あり	支障がなければ、他職種との兼務可
サービス管理責任者	1名以上	なし	非常勤 ●利用者30名：1人 ●利用者数31名以上：利用者数が31人を超えて30またはその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上
生活支援員	1名以上	なし（日中サービス支援型は生活支援員、世話人のうち1人は常勤の必要性あり（共同住居ごと））	常勤換算で、次の①から④までに掲げる数の合計以上 ①障害支援区分3に該当する利用者の数を9で除した数（ <u>9：1</u> ） ②障害支援区分4に該当する利用者の数を6で除した数（ <u>6：1</u> ） ③障害支援区分5に該当する利用者の数を4で除した数（ <u>4：1</u> ） ④障害支援区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数（ <u>2.5：1</u> ）
世話人	1名以上	なし（日中サービス支援型は生活支援員、世話人のうち1人は常勤の必要性あり（共同住居ごと））	●6：1（包括型の基本単位） ●5：1（日中サービス支援型）
夜間従事者	1名以上	なし	夜間、深夜に共同生活住居ごとに1人以上配置（日中サービス支援型のみ）